

なごやし
名古屋市

しょうがいしゃさべつそうだん
障害者差別相談センター

そうだん
ご相談ください

げつようび きんようび だい どようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)
ごぜんじ ごごじ すいようび ごごじ
午前9時～午後5時(水曜日は午後8時まで)

じゅうしょ
住所

なごやしきたくしみずよんちやうめ
〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1
なごやしそごうしゃかいふくしかいかんかい
名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585

Eメールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページアドレス https://nagoya-sabetsusoudan.jp

名古屋市障害者差別相談

検索



なごやししょうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センターは、「障害を理由とする差別の解消の推進に
関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害のある人やそのご家族、事業
者の皆様から、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談
内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消をはかる専門機関です。



音声コード

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法とは

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をめざしています。



●この法律で対象となる「障害のある人」は次のような人です

身体障害（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病のある人、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁（バリア）によって、継続的・断続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

●障害者差別解消法では次のように定めています

区分	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
なごやしやくしょ 名古屋市役所などの ぎょうせいきかん 行政機関	してはいけません	しなければいけません
じぎょうしゃ ※ 事業者	してはいけません	しなければいけません （令和6年4月から義務化）

※『事業者』に営利・非営利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体も対象となります。



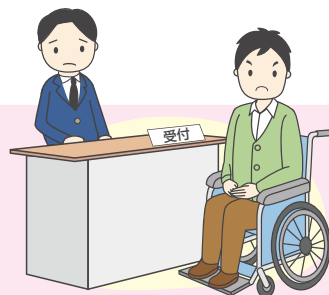
名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための 障害者差別解消推進条例

名古屋市では、障害のある人もない人もお互いを尊重し、思いやる気持ちを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを目指して条例を制定しました。(平成31年4月施行)

令和7年4月には、この条例の一部改正を行い、『意識のバリアフリー行動』を推進し、障害を理由とする差別の解消に向けたさらなる取り組みを進めてまいります。

不当な差別的取扱いとは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。



合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことです。

障害のある人が求める合理的配慮は、障害の特性等により一人ひとり異なるので、建設的対話による相互理解と柔軟な対応が求められます。過重な負担で対応できない場合には、理由の丁寧な説明や理解、代替措置の検討が必要です。



※社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。(事物・制度・慣行・観念など)

- 事物…利用しにくい施設、設備など
- 制度…利用しにくい制度など
- 慣行…障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など
- 観念…障害のある人への偏見など

『意識のバリアフリー行動』とは

「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れない意識上のバリアをなくすため、障害の有無にかかわらず、誰もが障害及び障害のある人に対する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、そのために必要な行動を起こすこと」をいいます。

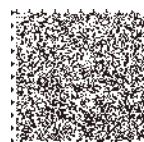
名古屋市では、障害の特性を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成しています。

〈受付窓口・問い合わせ先〉

ナゴヤあいサポート事業事務局
TEL 052-678-3001 FAX 052-678-2888
URL <https://shougairikai-nagoya.jp/aisupport>



あいサポート運動
シンボルマーク

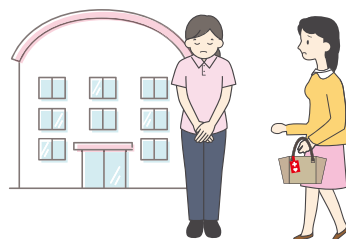


こんなときはセンター

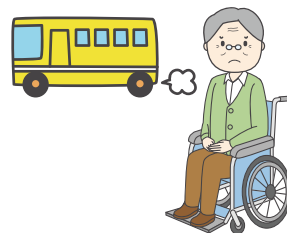
しょうがい りゆう い か たいおう ばあい ふとう さべつてき
障害を理由として以下のような対応がなされた場合は、不当な差別的

- 付添者を求められた。
- 障害者手帳を提示したら、対応の順番を後回しにされた。
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などの配慮をしてもらえなかった。

- 施設の利用や習い事の入会を断られた。
- 文字が難しくて読めないのに説明をしてもらえなかった。



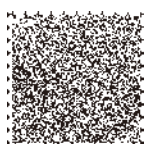
- 次回から混雑する時間のバス利用を避けるように言われた。
- タクシーで、車いすや大きな荷物をトランクへ収納することをお願いしたが、手助けをしてもらえなかった。



- しょうがいしゃ む ぶっけん あつか い しょうかい
障害者向け物件は扱っていないと言って、紹介してもらえ
なかった。
- ぶっけん さが ねが ほんにん きぼう
バリアフリーの物件探しをお願いしたが、本人の希望に
そ ぶっけん かくにん
沿った物件があるかどうかの確認をしてもらえなかった。



- 学校への入学願書を受け付けてもらえなかった。
- 入学時、保護者が介助することを条件づけされた。



「合理的配慮の提供等事例集」内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

こんなときどうするー障害のある人を理解し、配慮ある接し方をするためのガイドブックー
https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html

にご相談ください

とりあつか ぐうりてき はいりょ ふていきょう あ か の う せ い
取扱い、または、合理的配慮の不提供に当たる可能性があります。

いきかん
機関など

設所

せ
店など

AFE

う
通など



いなど

か産

う
交など



- 視覚障害のある人から、送付物がある際は、事前連絡を行い、封筒には差出課名と電話番号の点字表示をして欲しいとの相談があった。

- 盲導犬を連れたお客様が来店されたが、店内に犬アレルギーの人がいる場合、どう対応したらよいか。
- 視覚障害のある人から売り場への案内をして欲しいとの相談があった。



- 聴覚障害のある人に、電車やバスの運行情報をアナウンス以外の方法でもわかるようにして欲しいとの相談があった。



1	●●●線(▲▲▲方面)
普通 10:15	●●●● 6両
運	休

- マンションの共用スペースに車いすを置きたいとの相談があった。



- 視覚障害のある人から、入学試験で、別室受験や時間延長、拡大文字、音声読み上げ機能の使用を認めて欲しいとの相談があった。



相談事例集「これって、差別?」Vol.1~2

<https://nagoya-sabetsusoudan.jp/download/>



名古屋市障害者差別相談センターにおける相談対応の流れ

当事者から

相談



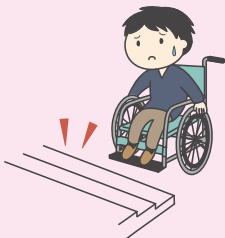
障害のある人やその家族、関係者、市内の事業者から障害を理由とした差別に関する相談をお受けします。

事実確認



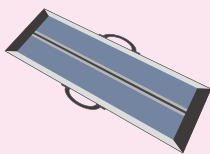
障害を理由とした差別の可能性がある場合、あてがった事業者と相手方事業者に相談内容に基づいて聞き取りや事実確認を行います。

調査・説明
助言・調整



相手方事業者、障害者差別解消法やセンターについて説明し、適切な助言や提案をします。対応の改善や代替案の検討を申し入れます。必要に応じて、段差の高さや点字ブロック等、現地に行き調査します。

対応



センターからの申し入れに基づき、事業者は対応の改善等を行います。相談者に対応の結果をフィードバックします。

解決



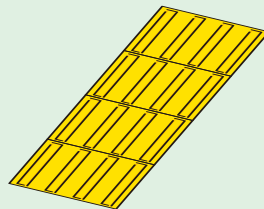
事業者から

相談

事実確認

当事者から求められた配慮の内容や、事業者の事情等の聞き取り確認を行います。

説明・助言
現地調査



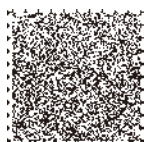
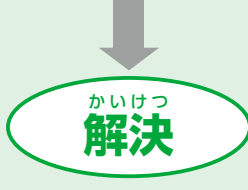
障害者差別解消法について説明した上で、今後の対応を一緒に検討し、適切な助言や提案をします。必要に応じて、段差の高さや点字ブロック等、現地に行き調査をします。

対応



センターからの助言等に基づき、当事者へ必要な対応を行います。

解決



お気軽にご相談ください！

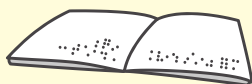
※相談にあたりましては、プライバシーには十分配慮いたします。

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入などに要する費用に対して、一部助成を行っています。

コミュニケーションツール作成費	物品購入費
さいだい 最大 50,000円	さいだい 最大 100,000円

点字メニューを
作成したい



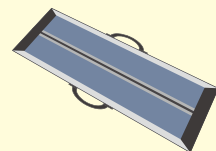
コミュニケーション
ボードを作成したい



聴覚障害のある人との
コミュニケーションのために
筆談ボードを購入したい



車椅子の人のために
スロープを購入したい



助成対象例は一例ですので、障害者への合理的配慮の提供にあたって必要な物品等ございましたら、お気軽にご相談ください。

障害を理由とする差別解消講座(出前講座)

市民の皆さんや市内事業者に関する知識や理解を深めていただくため、センター職員が皆さんのところへ出掛けてお話し、出前型の講座を行っています。

対象

原則、市内の企業・団体・グループなど(5名以上)

費用

講師派遣にかかる費用(講師料、交通費等)は無料
※ただし、会場経費はご依頼者の負担となります。



企業の接遇向上の研修に

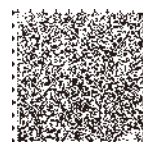
学校での授業の一コマに

当事者団体やグループの勉強会に

町内会、地域住民向けの講演会に



講座内容・時間などご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください!



れいわ ねん がつはっこう
令和7年5月発行